

特定個人情報保護委員会における政策評価について

平成 26 年 2 月 18 日
特定個人情報保護委員会

1 政策評価について

- ・「政策評価」とは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に基づき、行政機関の事務・事業等の政策について、行政機関が一年ごとに自ら評価し、その結果を政策の企画立案等に反映させるもの。
- ・評価結果については、総務大臣に送付するとともに、ホームページへの掲載等により一般に公表する。

2 政策評価の種類

- ・事前評価：公共事業、規制（法律又は法律の委任に基づく政令）の新設・改廃等について、政策決定に先立ち、その効果等を把握し、適切な政策の採否や実施の可否の検討に活用する。※当委員会は当面想定なし。
- ・事後評価：政策の決定・実施後に、その効果等を把握し、政策の見直し・改善や新たな政策の立案や実施に活用する。

3 政策評価の流れ

- ① 政策評価に関する基本計画の作成（計画期間 3～5 年）
- ② 事後評価の実施に関する計画の作成（「実施計画」※平成 25 年度 1～3 月分及び平成 26 年度分について作成を要する。本計画に係る事後評価は、平成 25 年度、26 年度について、あわせて平成 27 年度に実施する。）
- ③ 政策評価の実施
※実際の事後評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用が必要（政策評価懇談会の活用等）。

4 必要となる作業

上記 3 の①及び②について、3 月末までに作成し、公表する必要がある。

(参考：関連条文等)

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

(事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

○ 政策評価の実施に関するガイドライン（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）（抄）

2 評価の方式

(2) 実績評価方式

⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覽性の確保を図ることとし、統一的な標準様式によることを基本とする。